

本所所蔵『津守氏昭記』(下)

末 柄 豊

前号に引続いて、東京大学史料編纂所所蔵『津守氏昭記』(架番号4173/194)を翻刻して紹介する。前号に解題を付したが、その後、重要な関連史料である東京大学総合図書館所蔵『住吉雜々記・国順御神拝始之記』(請求番号C20/147)を見落していたことに気づいたので、同書について若干の説明を加えておきたい。

『国書総目録』による限り、『住吉雜々記』・『国順御神拝始之記』は、ともに孤本のようである。まず、その書誌を記そう。

『住吉雜々記・国順御神拝始之記』文化十三年(一八一六)写一冊

〔表紙〕袋綴〔法量〕縦三一・五四、横二三・二四〔紙数〕五三丁

〔表紙〕洋装厚紙後補表紙、薄茶色原表紙〔外題〕原表紙左肩題簽

「住吉雜々記／国順御神拝始之記」〔見返〕共紙〔内題〕1丁表初行

「雜々記」、25丁表左肩「国順御神拝始之記」、47丁表中央「雜記」、51

丁表初行「覺」〔奥書〕24丁裏「右一冊、以住吉社務津守三位國礼」

所蔵之本写之、／文化十三年丙子歲四月 檢校保己一」、53丁表「右

一冊、以住吉社務津守三位國礼所藏之本写之、／文化十三年四月日

檢校保己一」〔印記〕見返に单郭方形朱印「溫故堂文庫」・同「和学講談所」・单郭長方

朱印「陽春廬記」、1丁表右上に飾郭方形朱印「南葵文庫」

蔵書印からわかるように、本書は、関東大震災後に旧紀州藩主徳川家の

当主徳川頼倫から東京帝国大学付属図書館に寄贈された南葵文庫の一冊⁽¹⁾で、同文庫本に多く含まれる陽春廬^(やすわ)こと小中村清矩の旧蔵本である。清矩の所持する以前は和学講談所の蔵書で、奥書から住吉社務津守国礼(一七七三)～(一八四六)の蔵本を写したものであったことが知られる。

内容は、内題に見るとおり四つの書からなり、(1)「雜々記」は『津守氏昭記』の記主青蓮寺氏昭の手になる纂錄、(2)「国順御神拝始之記」は享禄四年(一五三一)六月二十八日、住吉社權神主津守国順の神拝についての記録、(3)「雜記」は慶長十一年(一六〇六)から翌年にかけての住吉社造當についての記録で、「住吉松葉大記」二十一造宮部所載『慶長十一年津守家盛記』にほぼ同じ、(4)「覺」は慶長十五年四月、住吉社神人の訴訟に関する記録である。奥書が二箇所に見えており、(1)と(2)～(4)との二つ部分に分けることができる。これは外題に対応すると同時に、親本の存在形態に由来するものと思われる。蔵書印は1丁表にのみ押されており、塙家において両書が書写された直後に合綴されて現状の一冊になったと考えられる。また、外題の『住吉雜々記』は、内題「雜々記」にもとづき、塙家において名付けられたのであるう。

本書で最も注目されるのは(1)「雜々記」である。同記は一ツ書によって区分され、以下十三の部分からなっている。

① (1丁表～11丁裏) 御神拝方事。文明五年(一四七三)十二月十八

本書で最も注目されるのは(1)「雜々記」である。同記は一ツ書によつて

- 日、津守国則の神拝について。氏昭は親昵役を勤める。旧記に載せる次第や文安四年（一四四七）津守国昭の神拝時の関係文書等を引載。
- ②（12丁裏～15丁裏）御元服事。文明九年十二月十九日、津守国則の元服について。氏昭が理髪役を勤める。
- ③（16丁表）長禄元年（一四五七）、氏昭の元服・大膳亮補任について。
- ④（16丁表）文明四年正月八日、氏昭の安房大夫補任について。
- ⑤（16丁裏）文明四年六月二十八日、氏昭の造宮所補任について。
- ⑥（17丁表）文明五年十二月、氏昭の安房守補任について。
- ⑦（17丁裏～18丁表）文明十五年十二月十一日、氏昭息則氏の元服について。
- ⑧（19丁表）植木昭長の元服について。氏昭が加冠役を勤める。
- ⑨（19丁表）坂井忠相の元服について。氏昭が加冠役を勤める。
- ⑩（19丁表）菊園則久の元服について。氏昭が加冠役を勤める。
- ⑪（19丁裏～20丁表）文明十六年～十九年の荒和御祓神事の代官について。氏昭が十六・十八両年の代官を勤める。
- ⑫（20丁表～21丁表）文明十九年七月七日、御供および虫払について。氏昭が代官を勤める。
- ⑬（21丁裏～24丁表）永享十三年（一四四二）正月一日～七日、青蓮寺清氏（氏昭の父）の代官勤仕時の日記。
- おおづかみに見れば本記は、①②氏昭の関与した社務津守家の儀礼、③～⑦氏昭本人と子息則氏の元服儀礼および官職補任、⑧～⑩氏昭が加冠役を勤めた社司の元服儀礼、⑪～⑬氏昭と父清氏の神事における代官勤仕、以上四つのまとまりからなっていることができる。ほとんどの記事に氏昭が「予」として登場し、⑬が父清氏の日記であるほかは余人の手による記録は見出せない。つまり本記は、氏昭がしたためた複数の記録を部

類したものだということになる。そして①において、編輯時に附加されたと思しき傍書のなかに、「惣官殿^{セオノ御時ナリ}國昭御神拝ナリ」・「是ハ惣官殿^{セオノ}國則御神拝ノ時ノ事也」とあり、津守国昭が神主、同国則が惣官主であった時期にまとめられたと考えられる。つまり、国昭が出家して退龍院殿と呼ばれるようになり、国則が惣官主から神主に転じた長享二年（一四八八）以前に編輯したものだということである。そしてこの推定は、記事の下限が文明十九年（七月二十日に長享と改元）であることと整合的である。

『津守氏昭記』冒頭部を勘案すれば、神主・惣官主の服仮に起因する長期に涉る代官勤仕が、氏昭の日記を執筆する契機であったことは間違いない。そして氏昭が代官を勤めるべき「氏ノ一蘿」になつたのは文明十八年のことで、同年以前に継続的に日記を記していたとは思われない。したがつて、ここに収められた氏昭の記録は、当該儀式ごとに作成した別記のごときものであつたとみられる。

このように『住吉雜々記・國順御神拝始之記』に収められた「雜々記」は、『津守氏昭記』に先行する氏昭自身の記録を類別編輯したものであり、『津守氏昭記』を理解するためには不可欠な史料なのである。⁽³⁾「國順御神拝始之記」以下とあわせ、いざれ機会があれば翻刻して紹介したいと思う。

〔註〕

（1）南葵文庫の概要については、黒田日出男「南葵文庫の江戸幕府国絵図」一

（東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信）一号、一九九八年）を

参照。なお、『南葵文庫藏書目録』（南葵文庫、一九〇八年）には、「國順御神拝始之記」が一八九頁に、「住吉雜々記」が一九六頁に掲載されており、架蔵番号はとともにA10/77/17である。

（2）「雜記」と『住吉松葉大記』（星學館大学出版部、一九八四年、初刊は一九三四年）二十一造當部所載『慶長十一年津守家盛記』（七三七～七四〇頁）とを

比較すると、字句の相違が少くない。例えば前者が「秀頬様」と記すのに對し、後者は「豊臣秀頬公」と記すが如きである。「雜記」の扉〔17丁〕に「下

書／可清書」と載せることを考えれば、『慶長十一年津守家盛記』は「雑記」を後年清書したものであつた可能性が高い。

前号に付した解題との関係でいえば、氏昭自身の経歷について附加すべきことが多くあり、略系図に破線で示した安養寺・菊園・植木の三家の繼承について修正の必要がある。

(2)「国脛御神括始之記」の記主について確証はないが、親昵役をつとめた青蓮寺賢氏（氏昭の孫）であった可能性が高い。また、(3)「雜記」は青蓮寺家盛

住吉社神主津守国礼が所蔵していた『住吉難々記』・『國順御神押始之記』の両書は、元来青蓮寺家に伝わっていた可能性が高い。前号に載せた解題で想定したように、青蓮寺家の蔵書は江戸前期に散逸したと思われ、その一部が神主家の手許に残されたということはあり得ないことではない。

〔釈文（承前）〕

十一月

一日、卯^乙、看經如例、今晚自政所小檻一・炭一籠進、戌刻御供柏備進、先權少祝御座ヲ申、是案内也、自神館殿小文置二帖出也、下客殿敷之、西横座惣官殿御座、北座^{本記南座トアリ}、^{如何}權官殿御座、是ニテ參候、束帶、神官天平^渡造合、大海社司雅樂之助忠行遲參曲事、仍以權少祝權^{宣方}官ヘ申、遅々之間、權禰宜明宗手水・手巾役之、次冠ノ木綿^井木綿^斗櫛等役之、其後立座、前行神人二人取松明、氏人^{安養寺}土佐大夫昭広・大膳亮則氏連參、予舞台ノ北權官殿御立ノ在所ニ立、北昭広・南則氏等、神官一切経会殿上ウノ西、^{南上}所司祝南ノ門下立、御供神宝所等奉昇、所司前申、御供昇調而後、^{蹲踞}權少祝案内ノ氣色之時、各參御前、神官・勘定司等前へ行、予庭上

南ノ筵ニ着座、是權少祝御座ナリ、北筵上三敷円座、是惣官殿御座也、此ウシロニ敷繩筵、氏人ノ座、御供備進之後、權少祝御幣ヲ持參、予幣ヲ取、正糞宜祝言、一声ノ後奉幣、四度、則權少祝ニ返給授、禰宜祝言、事畢テ各退下、權少祝閉御戸後、予カ前ニ蹲踞ノ時立座、第二・第三・第四御供并用冠ノ木綿并木綿タスキ等取之、其後經三四ノ神殿ノ交、自南ノ脇門帰神館殿、火トモシノ神人一人神館殿マニテ參了、
明衣ノ布三丈、根本丹波國小野原庄役歟、依之近年無之、今夜も木綿タスキ等ハカリナリ、

上、中ノ間ノ壇取之、開御戸、予北權官殿ノ御座ニ着、南昭広・則氏等着座、御酒壺自神人手權少祝請取テ、置下客殿東ノ間、敷薦、祝言、御供進畢テ、自侍立御前神官等退出後立座、着庭_{（座）}、兼敷繩筵、東上北面、權少祝机上环ニ入神酒、禰宜參御壺ノ前、申再拜時、面々坏取テ置机下、次神酒一献、次甘葉_{（菜）}ノ手水、御殿廻、

戌刻御庭二出、北権官殿御座着、予、束帶、昭広、布衣、則氏、同、手水・

手巾大海社司忠行役之、至氏人、予カ冠ノ木綿^ヰ木綿タスキ等、忠行役之、火トモシノ神人二人前へ行、御供之式如昨夜、入南ノ中門時笛吹之、今夜ノ奉幣ハ、先規式ハ在厅奉幣也、近代無此儀、仍スクニ授、禰宜祝言、二三四ノ御供畢テ、予着座ノ南、用床子、大海社司雅樂之助忠行、予カ冠ノ木綿^ヰ木綿タスキ取之、経三四ノ御殿ノ間、自南ノ中門御前、予北、用床子、氏人御前、各床吹笛東遊、帰神館殿、火トモシノ神人二人參、元ハ東遊ノ後上客殿國恩食^{司舞}アルナリ、近代無、仍直神館殿ニ參、亥時御神樂、先吹物ヲ吹、是案内、白神館參、布衣、召前行ノ神人、火トモシノ二人參、御前南横庭^座、權官殿御座ニ予着ク、御神樂始之、人長和泉房継依指台、舍弟伊与房^吉玄仕之、伶人住造衆計ナル間、無人数、

大概勤仕計ナリ、中位〔臣〕以後レシトウ、先神官、〔父〕法印・昭広・則氏・大海
社司忠行舞了、御神樂、事畢テ巫女舞在之、事畢テ直庭、帰神館殿、前
行ノ火トモシ二人マイル、
一去月廿日比、房継カ三男於和泉国町方カ館被打了、依之和泉守カ子供悉
指合云々、
三日、巳丁看經如例、自今晚政所方小檻壱出納持參、炭ハ堺へ取ニ遣ス
處、小者不取來之間、侘言ノ由出納申、曲事ノ申事ナリトイヘトモ、不
及是非打置〔子〕テ、近比フシキナルハタラキナリ、昔ハ今日酉刻後宴、饗膳
經營ナリ、今ハ左様之儀モナシ、神館殿ノ徒然無極、
神官御參籠ノ時ハ、毎度今日歌ノ読在之、當年ハ依指合御出仕ナキ上
者、歌等ノ事不及沙汰、ものさひしき參籠也、
今夜ウチノ神樂ニ出仕、予布衣、北権官殿御座着、南一蘆座昭広、〔布衣〕北
ノ東則氏〔布衣〕着座、中臣・レシトウ・御神樂ノ次第如昨夜、事畢立座
畢、
四日、午戌看經如例、辰刻衣冠、神人申案内、經神館殿差上御厨、南クチ
向也北物官殿御庭、東西同、権官殿御座、是ニ而着座、西東向神官座、膳共
兼テ居置、北ノ空ノ棚ニ卅四神ノ御供進、向其御前、正禰宜明賢散供祝
言、其後一献、御杓權少祝ノ一蘆、次進赤鉢、正禰宜明賢御杓〔ヒキ神
酒ノ体〕二任例時ノ一蘆土佐大夫昭広、權少祝ノ一蘆ヲ以ヨシ申、則御厨江被
參、西ニ着座、肴惣官殿ノ御肴ヲ氏ノ一蘆ニ居申、毎年ニハ氏一蘆被參
時ハ、権官殿ノ肴ヲ居申、ナントモ当年ハ、権官殿ノ御肴ハ、予カ前ニ
アル間、惣官殿ノ御肴ヲ居申由、明賢故実可然事也、明賢御杓ニテ勸盃
ノ間、于外數々、明賢申御前ノ役之事、可為如何由之事被申間、予答
云、菊園出雲守仲久〔書道寺〕并慈父安房守清氏御代官之時モ、於御厨モ御前役在
之例、旧例慥ナリ、亦清氏御代官ノ時、御前役申留例モアリ、惣別諸神
事御前役ノ事、大略無之、尤ノ間先今日ノ事可略之由申、兎モ角モ、任

申旨可應其命由、明賢被申、清氏記錄ニモ、アル時モアリ、ナキ時モア
リト見ヘタリ、御厨ノ御酒以後、御庭へ参、御座ノ暨〔立座〕二帖御座へ渡ス、
則敷之、北権官殿御座ニ予着ク、自御厨肴共進御座、侍者御前江自下客
殿御供禮奉拝、神館殿北格子兼而上之、散供ヲ進、面々ノ前ノ坏酒入
之、祝言ノ時取下之、次御酒一献、神官ノ末二人御座東ノハシへ参テ御
供分配、則若神人トモ自下客殿直ニ殿中へ持參、此内権官殿御分御供半
分御代官得分、予カ私宅へ神人両人持来、御供分配以後、北ノ格子ヲロ
ス、〔唐〕后煎進之、二献以後歟、進赤鉢、權禰宜明宗御杓ニ参、数益、御前
ノ役略之、立庭、御殿廻、自神宮寺經一神殿御後、自南門舞台ノ東〔酒三獻之後撤膳各經〕ノ東ヲ經
テ退出、

一油事毎夜三合宛、任旧記、

南神館殿分毎夜一合宛、

油ノ納所ト覺悟ノ番ト、月ノ末・月ノ始、各別ナル間、切符可被成歟之〔別列〕
由、秀貞逸言之間、其分ニ調畢、

油納所　　御判

可被下行神館殿御差油事

合六合者、〔自十月廿九日
至同晦日〕

延徳元年十月日

惟理

油納所　　御判

可被下行南神館殿御差油事

合式合、〔自十月廿九日
至同晦日〕

延徳元年十月日

惟理

油納所　　御判

可被下行神館殿御差油事

可被下行神館殿御差油事

合九合、
延徳元年十一月日
自十一月一日
至同三日

福阿

ヲ書在之、大慶々々、

猶々済々御樽等被持候ニ、坊中便宜^ヘ衆計ニ而得度成申候ハハ、

聊爾ニ存候間、慶円房如被御覽候、一谷を申、衆悅此事候、

油納所

御判

可被下行南神館殿御差油事

合三合、
自十一月一日
至同三日

延徳元年十一月日

福阿

月ノ末分ハ、隼人佐惟継ヨリ納之、月ノ初分ハ、家司是信ヨリ納之、

依羅社供菜ハ、当月十三日歟^(取)ニ来ル、所謂霜月也^(金)日ヲ用歟、仍十三日卯後ノ卯日御供備進歟、送物ハ如先例、米彼在所ノニ一斗歟、料足五十文持來、嶋物等八九種進之、或九種・十種・十一種ナト、依時ニナニニテモ取合進之、使三四文下行

六日、申、看經如例、今日氏神祭如例、地下人等經營歟、氏神祭ニハ先

規モ御代官無之、仍不及沙汰、

十日、甲子、今日不寄思、河内国勝軍寺大徳院ノヲイノ兒、号松寿丸、是吉丸也、^(太子堂)河内國住人ナリ、^(遊佐殿被風歟)今日カミヲハヤシタキ申ナリ、大膳亮則氏可憑入由被申、他所ノ人タル間、憚ノ由再三辞退トイヘトモ、既教春喝食師弟ノ上ハ、帰心アルヘキニアラサルヨシ、大徳院頻ニ被申間、今夜是ノ亭於六間、則氏カミヲハヤシ祝言事畢、近比不寄思、雖然子孫繁昌ニアヤカリタキヨシ所望ノ上ハ大慶、

大樽一荷・両種・金覆輪・折紙三百疋持參、則三献、大膳亮持太刀^也_{重宝}出之、乍煩目出、大慶之由大徳院被申、中間共ニモ酒直被出之云々、又

彼方ノ中間等ニモ酒直出之、

十一日、乙未、看經如例、酉下山門ヨリ慶円房快良下向、幸千代今月朔日得度、同六日ヨリ入堂始之云々、名ハ少納言公、実名ハ昭成ト被付、此昭ノ字ノ事、^(津守園畠)退龍院殿御字也、如何ノ由申処、更不苦、結句於身目出由

例日、三日ハ谷講、四日當坊会合、五日例日、六日・七日兼而より余所之得度ニ被定之間、当月朔日得度成申、殊朔日ハ卯日、旁々為主御吉日ニ而候間、可然存候て如此、千秋万歳日出候、御名ハ、代々之御儀候を以、小納言実名昭成ト申定候、入堂ハ六日より御初之、仍慶円房今しはらくも可有御逗留之由雖被申、御用共之由ニテ御急候間、非本意候、如何様明春ハ新発意房同道申候て罷下、旁々御礼可申入候、返々種々御煩中々難申述候、委細慶円房可為御披露候、恐惶謹言、

十一月十日
^(氏明)青蓮寺殿御宿所

実成在判

世間事外寒候、脚氣之養生可為肝要候、拙者たきゝへ可上あらまにしてこそ候へ、

幸千代殿去朔日得度之由、自彼方書状披見、目出候、定而学文事、坊主一段可被人魂候、本望此事候、次実名昭成之由候事、目出候、拙者も出家之事、俗之時こそ候へ、其上幸千代殿も出家被成候、旁可然候、結句御身目出候、かしこ、

十一月十二日
^(青蓮寺氏明)安房守殿

宗州

十四日、^(辰)_己看經如例、^(播磨國)自吉井庄五郎衛門上、代毫貫文上、以前誂狸數四持來、此内二ハ退龍院殿進、二ハ子共葉ニ遣之、同時自吉井迎ノ人夫

上、以前誂ノ杉原三束持參、杉原三平ヨリ、
一自閑所藤三郎跡帰參、料足武貫文持來也、九日五貫文、彼是七貫文也、

是八十月公用分也、仍奉行得分百疋有之、使給十疋給由申、塩五斗ハ未上、しさせんも未上、旁曲事ナル間、使三人差下了、

十八日、幣嶋ノ閑所ヨリ御使神人井法円參テ注進、住吉ノ御閑自京都被申下(マミ)アル間被押由申、子細何事ソヤ、今度山内中道場ノ公事ニヨンテ、中嶋神三ヶ所年貢等、自右馬頭殿被押、此閑ニ其心歟、殊ニ此閑ノ事ハ、造宮関ノ上者、就任事可被押事一向無謂、言語(道)同断之次第也、追而可申沙汰由申了、先法円ヲ返了、

十九日、退龍院殿(翻恩庵)ノ御寺(律守國則)ヘ御シ問、(祠官も蜜々ノ儀)ヲ以御上、其外大方殿・西殿方丈・(慈空)西向殿・御坊(源秀)・太梅庵ノ宗可、堅々薪(ハシ)ハ上給、今夜ハカタ野ニ一宿取ヘキ由人々申、就之今夜一首コレラソラヌ、

御かりにはあらぬかりねのさむき夜にかた野のま柴おりやしきけむ
この短冊後日ニ御坊へ進之、

退龍院殿・同祠官ハ、自薪御寺直ニ奈良へ廿四日ニ御立ノ由ナリ、若宮ノ会御見物ノタメナリ、残ノ御衆ハ、皆々廿三日雨下ニ当所ヘ御帰、

十二月大甲、一日、看經如例、天晴、辰刻自奈良退龍院殿(律守國則)并(祠官)津守殿御下向、路路無為無事、大慶々々、

ひのえ山新發意少納言公昭成ノ方へ人ヲ上ル次、短冊ノカタワキニ書付テ遣之、

いかに山の雪めつらしき、さむくも御入候わん、令推量候、定て連々修學の功をつまれ候やうに、朝暮祈念無他候、又此一首は、祝着のあまり一筆書付進之候、外者なきやうされ候へく候、

としをつみてあつめん窓の雪とみよなれぬみ山は袖さむくとも

氏昭

来正月新發意衣裳ノ類以下調進、其次ナリ、

八日、大盤若供養、社頭式如例歟、予依脚氣不參、今日ハ不及御代官之

沙汰、(安養寺)土佐大夫昭広、直垂、木之助昭長、上、(青蓮寺)大膳亮則氏、上、歌在之、

兼而出題、心經・松雪・歲暮、無御出仕之間、於御經所中門ノ廊披講之由申、如例連歌面計アル歟、自祠官今朝御使アリ、荷内先年、御発句可有御案ナレトモ、重服之間不可然、仍予ニ発句可思案之旨被仰、心得申有御返事、病氣ニ雖亡却、御意之間誠任筆(了)テ、

雪になを松はおされぬこすゑ哉

十三日、予良薬加減獨活寄生湯、包十五自長生院給(宗善)

十五日、仏名、神宮寺ノ式如例歟、脚氣大事ナル間、予出仕ナラス、御代官土佐大夫昭広、東葉、昭長、布衣、則氏、布衣、事畢テ各帰、安養寺ノ私宅迄、前行神人二人火トモシ被召具由申、

廿日、辛白長生院(善藏主)給(去十一日自薪下給)加減獨活寄生湯、包十五

此後ハ、秘伝虎骨湯來月正月一月ニ至テ數ヶ日給之、其後又羌活湯、彼

是七十日之余良薬給、芳恩不能申、

一去年ノ歲暮ニ思之、予幼少ヨリ以外ノ病者ナルアイタ、誠イツノタヘ歟ト身命ヲタノマル心ヤスマ時ナシ、雖然不思議ニ當年歲暮マテナカラヘ侍ル事ヨト思ツ、ケテ、一首筆ニ任セ侍リシカ、又歲暮無程、其二筆覺へ侍リ、

入あひのかねまつほととおもふ身のことしもかくて暮にける哉

当年ハ、はや予四十九才ニ罷成、以外ノ病者ナル間、生甲斐ハナケレト、又此歲暮ニ逢タル事ヨト存、心ニクルシ、併神慮ノイタリ也、同ハ甲斐(イ)ト出仕ヲモイタサハ、面目タルヘケレトモ、非心事之被示上者不及力、

おもはすよかみなながらもとしなみの五十まで我が身たゞよはんとは人間のならひ、あすをはたのまねとも、いま聊の日数とて、既五十才まてながらふへき哉とふしきなり、

此間紙数六七枚之程白紙、其奥ニ、

長享三年己酉六月日

改元延徳元年己酉

神事御代官時記付私事少々

御出仕之時、諸色存役無所紛、自然御指合ノ刻ハ、先例ヲモミウシナ
イ、当役ヲモ令闕如事、非無上古モ、況於末世哉、肝要ハ旧記ノムネニ
任テ御成敗、定而可相叶神慮事也、

前安房守四十九才
青蓮寺

氏昭（花押）

（急別教ケ年脚氣殊再第也）
自去年脚氣ヲ違例、長生院良薬種々給之、依之如形本復分也、当年四月

四日御供ヨリ出仕御代官、氏昭勤代云々記録、但依造例如形後々二日付、依之定
又不私曲、毎々依脚不及悉記、雖然、
又々思出ニ任セテ如形少々略記、不委、

延徳二年庚戌略記

前安房守氏昭（花押）

正月大

一日、^{甲寅}看經如例、^{〔今日〕}とハ予依違例不出仕、御代官安養寺土佐大夫昭
広・^{〔補〕}李助昭長・^{〔菊園〕}兵部丞則久・^{〔青蓮寺〕}大膳亮則氏參籠、^{〔北神館殿〕}御供式如例歟、自神
館殿則氏狀在之、則返事遣了、參籠衆祝言三百韻興行アリシ、然者發句
所望之由也、達例ニ亡却ト云、堅斟酌ナリトイヘトモ、年始被申事之間、則任筆了、

今朝よりの霞の松や手向くさ
此発句ニテ百韻興行之由也、千喜万祝、大慶々々、当年は早々興行之間、此道繁昌あるへき由、以書状返事、誠以祝着々々、

方々礼ニ被來、人數如近年、

二日、^{乙辰}看經如恒、

三日、^{丙辰}看經如例、

四日、^{丁巳}看經如例、早旦則氏自神館殿^(衍)ヨリ出、佳例之歌、御宿西殿ニ

テ有之、扇等祝如例云々、礼ニ來衆如例、植木木工助昭長十疋持來、紙
扇、菊園兵部丞^(衍)則久二十疋持來、紙扇、築嶋船問丸代官助二郎二十
疋、^{〔每年〕}紙扇、津守寺田之定使五郎ちやく十疋持來、紙扇給之、其外數

人礼如近年、大膳亮則氏予代官^{〔方々〕}江遣了、櫛代如佳例、東僧坊春知
房等十疋宛持來、則禮申之、方々不及注、

七日、^{庚申}看經如例、今日節分也、

御供之式如例歟、

今夜神館殿ニ參籠之衆、被申トコシ也、祝言發句一可給由被申、斟酌ト
イヘトモ申遣了、

あすそ春たつ七草の若葉哉

此発句ニテ於神館殿百韻興行之由也、

一後聞、今日東山殿御^(足利義政)所御他界云々、

義政之御事也、去年三月廿六日ニハ、近江マアリニテ義政ノ御子義尚御^(足利義熙)
他界、ウチツ、キ如此御事、言語道断之次第也、

九日、依雨弓習礼延引、

十日、弓習礼在之歟、御代官昭広被參、一蘆分ハ無出仕、御前役ハ無之歟、其外之儀者如先々歟、

十一日、殿中ノ御風呂、自是燒之、^(律御通例也)

十三日、^{丙寅}看經如例、神事式如恒歟、

偪子一方ハ殿中ニテ經営、一方住江殿預源兵衛尉言經営、仍先日大膳亮

を以千疋助成分遣了、

御代官土佐大夫昭広、今日御座御膳分膳事不審、先規も公方ノ中間五方

ハ、御代官ノ被官分半分宛取之、但習礼ノ膳ト破子トヲハ、当座ノ儀タ
ルニヨリテ、御代官ノ中間一同ニ取之由、仲久ノ時モ、慈父清氏御代官
ノ時モ、此分ノ由旧記有之、此旨返事、依之習礼ト破子トヲハ、御代官
ノ被官一同ニ取之由ナリ、其外ハ饗膳水引ノ代ニ、イツレモ半分宛取之
也、

今日出仕人、北権官ノ座御代官昭広、一膳ノ座昭長、二膳座則久、三膳
ノ座則氏、其外式如毎年云々、神人南北両方ニ祇候云々、弓大惟久御代
官ヘ弓矢進之由ナリ、射手ノ矢取ハ上ノ御中間取之云々、五升人〔太郎脱ガ〕

十五日、殿中御節供、小榤一・昆布一卷・カエ御盃一・薄松敷少、権官
ノ御節供也、吉井分元ハ、吉井ヨリ人夫ノホリテ、白米・酒直等持參、

是ノ節供ヲモ沙汰正月十一日ヨリ御達例也、当代ハ尚無之、雖然祝言計ニ進之、
一退龍院殿御達例、朝暮祈念此事也、定而苦カルマシキ由、医師達被申由

之間、諸人安堵、医師ハ堺宮内卿結融、種々良薬被出云々、名医也
云々、

一神宮寺修正并津守寺修正、御代官出仕ノ時モ、樂所乱声在之、御代官ノ
時乱声無之ノ由案所掠申之、言語道断曲事也、披旧記、慈父清氏御代官
ノ時モ乱声在之、神事悉乱声在之、安養寺ノ旧記ニモ、乱声在之由、昭
広被申、所詮堅可被申付由申、仍尚住ハ可吹由申云々、同後

二月小

一日、申看經如例、予依脚氣不出仕、瑠璃寺修二月式如例歟、御代官
安養寺〔委養寺〕土佐大夫昭広、輔佐〔輔佐〕李助昭長・兵部丞則久・青蓮寺〔青蓮寺〕大膳亮則氏出仕畢、

一乱声事如先規吹由也、

二日、酉看經如例、

祈念祭、御代官昭広・昭長・則久・則氏參籠、北ノ神館殿、

今夜神館殿へ御落付ノ酒肴如例云々、政所役、每夜小榤・炭等政所沙汰

歟、油ハ油納所以切符納了、員教御參籠之時ノコトシ、今モ其分歟、南
神館殿油モ可追取事也、但昭広被系納参如何、

六日、於御座ノ歌モ如佳例沙汰ノ由也、出題昭広歟、

一御供權官御分半分御代官へ進歟、毎度小祝持來也、

廿日、癸看經如例、

定神事、御代官昭広、樂所乱声吹由ナリ、予依脚氣不出仕、出仕セネト
モ、定ノ神事ニハ、一膳ノ膳取之、仍今日モ是ノ下人一膳膳取之、

廿六日、酉看經如例、今日入彼岸、

社頭八講如例歟、八講ニハ御代官無之、仍而歌無之、御代官ノ時モ歌在
之時アリ、可依仰事也、

三月大

一日、辛看經如例、

三日、乙看經如例、築嶋問代助首力モトヨリノ節供、小榤一・草ノ

餅・魚等進之、

予猶依脚氣不出仕、御供御代官昭広被參歟、鷄合ニ鷄借用シテ出之、安養寺

八日、庚看經如例、

大乘会神事、御代官昭広、会式社僧所司持參之處、兎角被申由ナリ、以
奉行堅被申つる、如先例会式所司持參云々、曲事ナリ、

今日八日、茨木江菊園兵部丞則久_{六口}馬、御代官ニ被行、是ハ去四日細川殿

政元自京都御門出アリテ、五日ニ山崎マテ御下向、津国イハラ木江御付
ノ由ナリ、其御礼也、今度御下向ハ、当社御參詣タメト云々、天王寺ニ
モ御厩以下新造云々、御宿ハ瑞雲、於茨木シハラク狩・犬追物・猿楽等

ニテ、御遊山ノ風聞ナリ、

十六日、辰看經如例、

少納言公昭成自山下向、大慶、去年十一月一日於山上得度、十一月六日

ヨリ当年二月十九日マテ百余ヶ日入堂、殊当年大寒也、寒中大雪ニ息災ニシテ、入堂無為無事ニ結願、為冥加ト云、旁以大慶々々、入堂結願アケハ、則下向アルヘキ分、兼而申合トイヘトモ、去十二日・十三日礼拝講拌見ノタメ被留了、

同十七日、方々江御礼ニ昭成參了、目出由各被仰、

一三月一日、佳例御社參之次供養、次所花会供養、法衣一襴經營、
送沙汰、当年者御差合タル間、不及其沙汰、

四月大

一日、未癸看經如例、今日予出殿、

晚景西殿御宿、西向殿退龍院殿、御庭仍中津守國周御守尼方々江參、久々違例シ

テ今日出仕、御悦被比無是非、今日ハ日頃ナレトモ、明日細川殿當社江御參詣ノ由ナリ、仍御太儀ノ間、如形出殿アルヘキ心中ナリ、先浦へ御出、塩ヲイタ、キ給候、其後參詣、其後神宮寺へ御参、於爰御対面、

二日、申甲看經如例、

細川殿御參詣、細川殿、馬、御供衆、馬騎計其外御走衆大勢警固畢、神

馬・御太刀奉納云々、祠官於神宮寺内陣ニ敷賈、西、カウライ於内陣御

對面、上原豊前、同子息神六等御供衆ハ、皆礼堂故縁ニ祇候、遊初軒縁章主等へ引物アリ、緣感主ハ今朝為礼御宿西殿・退龍院殿西向へ被出由ナリ、來テ礼ト云々、大慶々々、悉皆取合ナリ、細川殿江御太刀、折紙千四

被進之、其後又浦江御出、網ヲ置ヲ御覽、兼而用意云々、小船ニノリ給、御一献無之、御茶之湯ヲ神宮寺ニ用意サセラル計ナリ、神宮寺ヲハ早々御立ノ間、浦へ小船ニテ御茶ヲ進由ナリ、若社僧両三人御茶奉行ナリ、御一献モ可申入由、兼而内々伺申処、タヽ不可然旨被申、先例モ又御參詣ノ時、御一献ノ沙汰無之上者、御一献ナキ事、後々ノ例ト云、尤

大慶ノ事ナリ、浦ノ景面白シトテ、御機嫌目出由申、大慶々々、則大王寺へ御帰、

三日、細川殿堺北庄へ御出、自地下申分由、御宿ハ一鍬力許云々、巨細不知、
當時當社申次分ナリ、元魏一長塙又四郎を以、御馬・御太刀を給、杜家の大慶、面目千万、目出々々、

四日、天王寺へ大膳亮青蓮寺則氏為御礼御代官ニ被遣了、御屋形并縁感主・長塙又四郎・上原豊前・同神六方々へ礼ニ出由ナリ、則氏乘馬、供衆笠原以下、大口・直垂ヲモタセテ、於天王寺着了、方々江届無事、大慶々々、

今度違例以後、今日初而出仕了、大慶、予御大官、
四月四日ノ御供、予出仕、神人案内ノ刻、着装束、衣冠、則出、供衆天王寺則氏ニ相副之間、出仕ノ供計外無人數ナリ、舞台ノ南ヨリ舞台ノ東ノ縁ヲ経テ、例ノ所ニ立、神官東ニ立、所司祝門下ニ立、御供昇立後、神官前へ行、予南ノ幣殿ニ着、座祝言正禰宜、明賣、御供了而閉御戸、案内時立座、五所ニ参、御供如例、惣官座筵上同座、惣官座ハ筵上ニ予祇候、祝言禰宜、御供了而一献、其後立座、次ニ巡礼、至神宮寺如例、殿廻ノ間、神官・神子如例殿々ノ脇ニ祇候、一神殿後ヨリ南ノ門ヲ出テ、東縁舞台ヨリ東へ下向、

一御供權官御分半分御代官御分、小祝持來、チマキ・薄餅等持來、家中祝之、

九日、辛卯看經如例、

神事刻自奉行開闢自神官殿案内、予御代官、東常、大膳亮布衣則氏同道シ

テ出仕、供笠原十郎友繁館以下七八人、カ子紀四郎神官殿ニ参、奉行着到入被參、昭廣館・昭長・則翁

久・則氏各出仕、予依御代官、神館殿東ノ遣戸ヨリ出テ沓ヲハク、御前神人両人参、下客殿ノ東、例ノ所ニ立、手水・冠ノ木綿、御代官江大海

社司忠行進之、氏人木綿面々雜色進之、其後南ノ門ノ前三立、氏人左右立、神官一切経会殿上西ニ立、所司祝門下、御供昇立後案内、神官前へ行、御前、惣官座筵上円座、權官座筵_{是ニ予}、氏人繩筵、御供祝言正禰宜、御供備進之後、神宝等奉取出、左右中門廊奉置、權少祝閉御戸、御代官ノ前ニヲイテ蹲踞ノ時立座、第二三四御供備進シテ、三四ノ御殿ノ交ヲ經テ参五所、御供備進、祝言權禰宜申之、此間ニ樂所北中門參集、參御前時発乱声、予御代官北脇ニ座、用床子、氏人御前候、床子、神官南ノ御脇ニ候、奉寄神輿一基・神馬、正禰宜参テ再拜申、神人警蹕、行列御路、出北中門、自西門至猪鼻東へ行、入一切経会中門、経舞台自南門奉入御前、入南門之時木綿取之、奉寄神輿・神馬、申再拜、樂所正樂、神宝等奉納、次各着座、予御代官南ノ幣殿ニ着座、氏人南中門廊、舞三番了納曾利ノ以後東遊後、南ノ門ヲ出テ舞台ノ東ヨリ退散、御前神人四人私宅マテ召具云々、舞以_後國司饗ノ儀式ハ、近代無之、一御供御飯・チマキ・魚・貝等種々、權官御分半分歟、御代官私宅江神人持來、元ハ麻田大夫ト神人等相對テ持來ノ由神人申、心得て返答、十日、辰、看經如例、違例以後昨日出仕目出由也申、三川律_師御慶惠舍弟慶祐奉持來種々肴、一献了、大膳亮則氏ニ御馬殿中ヨリ給、鴨河原毛ヨキ馬也、是ハ今度畠山殿ヨリ、天王寺細川殿へ、御礼ニ御出ノ時、被參馬也云々、其馬ヲ自細川殿社家三日ノ日被進馬也、出所さる馬ノ由ナル間、則氏ニ給由被仰、誠以面目ト申、旁以大慶、則是ニ立置了、十六日、看經如例、今日社僧方一僧中へ時献之、飯後冷麵、酒済々、是ハ今度少納言昭成得度以後祝言之酒肴之心也、自僧中百疋持來、其外東僧坊十疋、榮弘十疋、塔坊十疋持來、千秋万歳、大慶祝入由名之申、満足々々、

去三月廿六日案内被申、
今日社頭_{社方}荒垣脇門二字立柱、此間於田代屋作之、簾面十穀以勧進物
建立、二ノ脇門惣大工ト權大工ト一人宛札進之、十穀二ノ門ニ二百疋被
怒分歟、大工毎日五六人宛作之云々、番匠一人別毎日九文宛取歟、自
此方無下行、廿六日ニ西方分ハ大概立了、十穀西殿御宿へ被召、御対面
云々、褒美心ナリ、合ノ小袖給由ナリ、麤而又北方ヲモ可造立由也申、
大慶々々、

十六日立柱ノ時、於神館殿十穀瓶子持參、酒一獻在之、伊豆守昭忠・正
禰宜明賢奉行也、仍在座、

廿一日、宛少納言昭成、西僧坊職并学頭職補任之御下知被成、參宮之門
出、殊更祝着、大慶々々、書上名ノリハ忠躬ト知綱兩人ナリ、則御礼御
用意、

廿三日、看經如例、今日則氏・昭成・宗可參宮、東僧坊律惠ノ講也、昭
広以下人數十人歟、_{西林院}堀殿長老・西ノ御坊、其外數十人御同道云々、
大膳亮則氏先日給鴨河原毛ノ馬ニノル、今日八時分ニ送ノ馬御帰、大
慶々々、

廿二日御櫛ノ方々、角櫛一荷・麵一盆・和布、退龍院殿へ、同斗櫛一
荷・麵・両種、西殿_{御宿}へ、同女中様へ、櫛一荷・両種、大方殿へ、
{社中ニ}小櫛一荷・両種、{慈永}西向殿へ、一荷・両種、奉行知綱方へ、則氏出、
十疋持行、礼ノ心ナリ、

廿四日、若宮殿ノ瑞籬旧様ノ間、知賢沙汰而かへ、古板ノキレ共、是へ
送之、取置了、當時ノ式、イツ造営ナルヘシトモ不覺、十穀子_{ママ}勧進物を以、及大破所被
修造、先以大慶也、如何ニモシテ連々造営ノ御沙汰、可為肝要、心事ニ
是計祈念懸神、廿九日、仏中ノ宋干体地藏堂ノ北ノ道ヨリ一橋_(シ)ノ道、此両三年フタカ
ル、門田ノ中ニ大道新道被付之、フルキ道ヲフタク事不可然、此両三年

病氣等弥々不吉事、如先道ヲアケラレテ可然歟、又淨土寺二王門ノ西ノ
大石橋、去年殿中淺水ノタメ、東ノ大庭門ノ前マテ去年ノ春被引、上下
人足大儀ノ事也、此故ニ東ノ庭ニアリ、是聲勢アリ、落石ノ上者不可
然歟、此兩條正学寺ニ御座畠山殿左衛門督殿政長社家ヘ無に坐とり、
内々ノ御儀ニテ御通言歟、然へく早々道ヲモアケ、宿ヲモ可引返分七、
此間いまニヨンテ宿ヲハ五月一日ヨリ引返、道ヲハ今日アケラレ畢、

五月小

一日、看經如例、

三日、看經如例、築嶋船間代助二郎カ方ヨリ佳例之節供、善株一・塩鰯

一・懸千^(子)一斗等進之、使女ニ四文給之、佳例也、

笠原^(友繩)十郎檻一・肴、節供ノ心ナリ、

五日、看經如例、辰刻神人來、御供案内申、御代官氏昭、衣冠、舞台東
ノ縁ヨリ、舞台北ニ立、神官自御厨參向、一切經会殿上西ニ立、四人、
御宿^(祝)西殿へ以神人御供案内申之、之ニ庭上ニ出給也、御供時每床如此、
所司殿^(祝)南門下、御供昇立、次神官前行、予南幣殿、而^(晉)二敷、一小文御供備
進後、禰^(御)宜祝言申、御戸閉後、案内氣色在之時立庭、曲所御前ニ着座、
且印^(官)官座、庭北、筵之円座、權官^(座)庭南、是ニ予着座、參御供備進、權禰宜祝言
申後、御直会進之、酒一献、倍膳權少祝、後手水、木葉ヲ用、立
庭、第一・第三・第四殿廻、殿廻之間、殿々如例神官・神子參候、自神
宮寺一御殿^(座)、御後ヲ經テ、自南門舞台ノ東ノ縁ヲ經テ退散、

一御供權官御分事分、御代官ノ私宅ハ少祝持來、

一申刻本刻未、村人等參候ノ由、奉行^(主)御助自神館殿案内、神人來ル、申時
出、御代官氏昭^(布衣)、差貢^(青花)、一切經会^(案)東屋ノ後ヨリ同門江入テ、
台ノ東ノ縁ヲ經テ、自南門上客殿着座、横座、小文、廻官^(座)庭南、小文、一
ハ予着座、北ノ末^(座)帖敷、神官^(座)庭、正官^(主)御宜^(未)酒一献、倍膳權少

祝、一獻後馬長等參御前、立^(座)庭、參御前、南ノ幣殿御障子ヲモ不之、北
ノ幣殿ハ御着座歟由申、不分明、所詮南幣殿ニ可祇候由、神人方申
付、以當座幣殿ノ番衆歟、源二郎祝・弥七祝等俄ニ南ノ幣殿ヲ明テ、御
畠目之アリ、是ニテ着座、神官御前ノ庭上、用床子、奉行神人自北門乘
而入テ、楠木ノ下ニ立テ馬祇候、神事奉行主殿介則重、幣殿南ノ縁ニ參
テ申、村人ノ馬事、神人ニ相論ノ儀アルニヨリテ遲々ノ由申、雖然先村
人方ヘ堅申付間、馬ヲ可進由申云々、則重幣殿ノ南ノ縁ニ祇候、競馬五
番、畢テ勝負了舞、陵王・納曾利、事了テ自南門舞台ノ東ヲ經テ退出、

私宅迄御前ノ神人一人召具、

十一日、^(看經脱カ)如例、

淨土寺仁王門ノ大石橋、今日寺内ヘ引付、如元橋ニ懸テ^(子)去年之春殿中
へ被引トイヘトモ、不可然由所々ニ申間、如元被引返テ^(カ)、去月十一日神
官注進、人夫^(并)殿原達・社僧方若衆・散在在^(行)往人等曳之、今日引付如元
懸橋了、弥名石ノ由也、至末代此石不可統事也、

一來廿日御田植神事撰之、就之植女事、社僧方ヘも奉行權禰宜明宗ヲ以被
仰、不憚御指合之時植女事、先規之旨予カ方ヘ御不審アリテ、任逸言可
有御定之由被申出由、僧中頭ノ奉行塩付豊後法眼成被事、今朝來テ被
申、予申、植女事五人共ニ可被出事不可然、其故ハ、先規も御指合ノ時
ハ、不被出候てハ先例也、但今ノ事、權官ハ御仁体も三歳御座御補任
之、御重服之上者、任先規不可被出、輕服時も不被出先例也、當社事
毎々先例肝要之事、今も正官ノ御分ハ不可被出、權官御分之事、既御補
任ノ上者可被出由、社僧奉行ヘも申付、仍植女ノ衣笠二蓋分可被用意由
申付、其分相定^(了)了、就之清氏記錄可被肝要由被仰出、仍撰出披了、
清氏記錄 今年改元承元年也
正長二年五月晦日御田植也、

國博御事歟
御歲九、向殿之御座、女中八乾ニ御座、

正官權共ニ御指合之時、植女五人共ニ不出先例也、但今ハ權官無御定之

間、権官御分ハ可被出歟否ニ評定在之歟、庫之旧記ヲ被披可被定被老若申之、

國量御代始正平九年可百記云、五月廿六日、御田植歟、植女ハ、両官共二御指合之間不出、仍侍伝無之、絹單ハ絹七分、以料足七貫文下行ハアリ、又至德三年御田植記ニハ、依無伝以奉行明藤庭々江絹ヲ被懸云々、所詮今度ハ、権官計ノ御植女可被出歟之由、面々被申、雖然正官御指合ノ時、権官計ノ植女出事、旧記不分明、如何、

以前評定之時、国量御記ニ、正平九年御西重服之間、植女五人不出、至

徳三年御記ニモ、御西殿御指合之間、植女不出云々、但當年之事、正平九年如國御

権官木補任之間、権官御心計ハ可被出歟之由衆儀之処、應永九年正月御

時、如厚正貴権官未補任、但此事如國御記録不被載、猶不審之処、故

佐前司有任ノ記、有庄明金被撰出云々、應永九年五月廿六日ニモ、

正権御植女五人歟、不出トアリ、然者當年モ不可被出云々、仍先日御分

裳二具京都へ雖被仰上、不可及之間、以神人被留畢、田殿五間之御棧敷

ハ代々佳例也、

元ハ御指合ノ時ハ、田殿五間御棧敷ヲウチテ御見物、代々佳例也云々、

延徳二年不及其沙汰、步行ニテ御見物、

清氏記録之内ニアリ、

一社僧方へ植女事被尋歎、應永二年六月御田植帳文出、此時者、権官依為

輕服止官御分計三人被出分ト見エタリト云々、

一今度予カ方へ御不審之間、慈父清氏記録書抜、以奉行権禰宜明宗入見參

畢、社僧奉行成事旧記は江持參、見合ニモ同前也、然上者、今度者、正

官御事御重服上者、任先例不及左右、権官御事ハ、既御補任之上者、可

被出事勿論也、然者笠モ二台ノ分可被用意由申付、社僧奉行同心、依之

笠絹五人分可被懸事、先規有機之由申、

延徳二年當年惣官御分、依重服不出、権官御分ハ、既御補任之上者、植女二人被

出了、絹以代他如先下行之由、奉行明宗申、旧例之上者、尤可然事歟、
権官殿國恒、惣官殿則去年六月十二日御母儀御他界之間、御重服、仍植

女不出、権官分計一人出、

一輕服之時も、應永二年権官分不被出云々、可心得事也、

十八日、午後看經如例、

晚景神事奉行権禰宜明宗當神事定文是へ持來、伺申処、御代官之上者、

予ニ可有加判之由被申、仍予加判、

一通之内通閥カキ

定

御田代雜事

御書

右、依例所定如件、

延徳二年五月日

権神主津守朝臣

御代官安房前司津守朝臣

御田植神事植女長宛事

定是一通ニハ毎年御袖判之由也申聞、引サケテ予加判、

御田植神事

御田植神事

十九日、見參之猿樂東向於鞠庭在之云々、先々御指合之時ハ、於御宿見

參在之、今ハ於本亭沙汰云々、御宿西殿、七□ニヨル歟、是ニ可然事歟、

廿日、申、看經如例、御田植神事、

申刻案内申、則着裝束、依予御代官衣冠、則氏布衣、同道シテ出、供雜色

中間共・笠原友繁、先參神館殿、権官御分植女二人南庭ニアリ、自白妻

戸見參、御前神人并御陪膳侍二人穿衣、如先々庭上ニ相待、神館殿東ノ遣

戸ヨリ出、タクタクツユキニライテ沓ヲハク、予カ雜色役之、池ノ乾ニライテ如

例手水、天海社司忠行役之、同昭広・則長・則氏マテ手水如例、予カ冠

ノ木綿、忠行役之、又舞台ノ北ニ立、神官一切經会殿之西、氏人如例左

右、所司祝門下、御供櫃昇立後、神官前行、予南ノ幣殿、兼而高麗殿、先東向、御供備進後、神官退出時、西へ向、氏人庭ノ床子、御供畢而後、氏人南ノ中門ノ廊ニ着座、倍膳兩人ノ侍_{布衣}御代官供奉也、是ハ御供後、幣殿ノアイ落板二人祇候、用床子、植女共御前軒ニ着座、尻卷僧中風流・田樂・猿樂以下、御前ノ次第如先々、事畢テ立座、各退出、御代庭ヘ參、路次御前神人共數輩_{予カ前ヘ行}同倍膳ノ侍二人_{帶劍}、予力跡奉行、幣殿着座ノ後、僧中奉行_{所司}田樂以下役付持參、御田代座ニ着、予御代官北座權官座、南座昭広・則氏・則久、兩方末座如毎年、客以下着座、酒肴如近年、尻卷僧中風流、同田樂・猿樂以下、諸色存役如先規無相違、事畢而予後棧敷ノ簾中御入、氏人一禫・二禫・三禫、軒ノ戸ヨリ退出後、棧敷ヘ被參、進盃二獻、闔閣伊豆守昭忠經當、客并伝ノ侍_{布衣}、宮仕二獻、畢モ立庭、御前ノ神人參、直ニ殿中ヘ參、可有逗留之間、自殿中御門御前神人カヘシテ、西殿・西向殿・大方殿之神事被_{無爲}之御礼申、御大慶之由御返事、昭広・則久・則氏同道、今日大神事也、御代官無為無事勤仕、大慶此事也、帰私宅了、

一留主_{〔三〕}八今日御供權官御分半分、神人持來由申、則家中_{〔之者〕}ニ在共祝テ一獻云々、

廿八日、辰巳_庚看經如例、

今日依吉日歟、退龍院殿為御祈禱、社頭一萬度、家子侍_并社僧方若衆少々・祝方少々被召加了、田所周_{〔當興〕}防守許朝飯、自殿中下行云々、同屋八冷麵・酒肴在之、家子方_并老者共八代官ヲ出ス、若衆ハ堅ク社參、昨日本社荒垣、北ノ門ヨリ西社頭乾ノ分出來了、一萬度ノ諸人見之、近比見事なり、大慶々々、

一侍者御前北ノ鳥居、今日造立了、同荒垣ノはしらマツ六本立了、連々以勧進物、残ノ荒垣共可奉造立祈念之由、箕面ノ十穀物侍者ノ御前御鳥

居立祝言心申、於神館殿一獻在之、
_{〔退龍院殿〕}一為御祈禱神馬被進由也、正禰宜太明賢後分ナリ、ヒサツキノ代百疋嚴重之由明賢物語、近日為御祈禱三疋被進歟、毎度自殿中被進時者正禰宜後分ナリ、

六月大

一日、壬午_{〔津守國昭〕}看經如例、
退龍院殿為御祈禱、自撰津守殿御太刀一腰_{〔銘友成〕}重宝也とも神殿ニ可有奉納分ナリ、但神殿ハ財難如何之間、夕、荒垣勧進物ニ可有奉加由ニテ、十穀ノ方ヘ被出云々、種々御祈禱、大慶々々、

前夜試粢不出仕、予御代官、

六月晦日、荒和御祓、早旦御供、神人來テ案内申、則出、_{〔布衣〕}舞台東ノ縁ヲ經テ例所ニ立、御供昇立テ後案内、神官前行、庭上座兼而敷、着座、御供備進、祝言之後神宝等奉取出、二三四ノ御供備進、了テ五所御料備進、畢テ南門ヨリ退出、

一御直会、權官分半分御代官分也、私宅ヘ神人持參、御飯・魚等、則家中之輩祝之如去年、當神事奉行_{〔闔閣〕}伊豆守昭忠、未刻目神館殿使者ヲ以出仕之案内被申、則出、束帶、於神館殿諸色ノ着_{〔至〕}奉行予カ前持來、々々入見參見渡了、於例處御代官召ノ馬入見參、御前神人一人參神館殿、タツミノ角ノ遣戸ヨリ出、クツヌキニヨイテ沓ヲハク、下客殿ノ前ノ庭フセツ・机等兼而置之、神官等下客殿ノ東、床子、面々前之盃酒入之、イヒキ、祝言正禰宣役之、賦官_{〔者〕}四取テ二ツ、ニ割テ返給、酒一献之ヤク権少祝、大海社司之ヤク、権少祝不役之、大海社司ニ神人不審ノ処、雅染助忠行答申之、ヤクハ神人去年モ勤仕之由申、然上者、神人德千世祝大海社司ノ之ヤクニ參、則起_{〔座〕}庭、下客殿ノ東例ノ所ニヨイテ手水、冠ノ白綿進之、大海社司役之、次參御前、御殿ノ北ノ脇ニ候、用床子、神官

南ノ脇參候、床子、神輿一基・神馬奉寄、禰宜参テ申再拝御手、出御、
奏慶雲樂、出中門自北門西へ行、白猿鼻南へ折テ經曾利橋、出浜於鳥居
丑寅辺、用床子、本田樂打太鼓、其後於鳥居西辺乗馬、行烈次第如每
年、宿院鳥居ノ前ニテ各下馬、予ハ依為御代官、鳥居ノ内ニシテ下馬、
頓宮ノ北ノ脇候、用床子、同南脇神官等参候、神樂・神馬奉寄、參禰宜
申再拝後、神輿・神宝等奉取(直)、權少祝役之後、神人案内申時、予床子
ヲ立テ仮屋へ行、上(倍)倍膳上幕、着座、賦賈、四取テ二ツ・ニ割テ則返
給、未座勘所司・神宝所分左右着座、未(末)ノ陪膳御前ニアリ、進御盃、摺
松母湯進之、奉幣之前後酒四五獻在之、神人仮屋ノ東ノ外へ参テ申案
内、奉幣案内也、則出、幕上カミノ陪膳役、御前ヨリ仮屋へ行時も、亦
御前へ参時も、御前ノ神人二人召具テ、又頓宮ノ北ノ脇ニ用床子、御前
之荒薦ノ上ニアリ、先一拝、神官四人末ヨリ次第ニ御幣ヲ取次テ予ニ授
之、取幣拝四度後返給權禰宜時、正禰宜明賢手ヨリ宣命進之、予取之、
一二折テ一拝、其後念詠ヨミアケテ後、奏テ禰宜ニ返給、又一拝シテ仮
屋ニ帰着、御前ノ神人召具、此間ニ諸色ノ存則事畢歟、又神人仮屋へ参
テ、レシトウノ案内申、則出、先神官、次御代官、則還御之刻之由申、
直ニ御前へ参、又北ノ脇ニ用床子、神宝等奉取出、神輿・神馬ヲ奉寄、
禰宜参テ申再拝、還御、自鳥居内乘出し、次第如例、本宮ノ平橋ノ前ニ
シテ下馬、於作所御祓、於例所用床子、御祓畢テ各自西門入了、經ニ第
三四ノ御殿ノ交、自南門入御、神輿・神馬奉寄、參禰宜申再拝、神宝奉
納、次東遊馬長本田樂小遊也、此後日(禮)上客殿帰饗酒肴等儀式、當時無
之、自御前直帰私宅、改装束、布衣火贊(替)ノ神事ニ參、御供井酒肴ノ体、
去年ノ記書ニ委注間、不能候(訪)一入夜直垂御寒御礼參、
一御代官ノ時御坊ニ被出料物事、近代ハ百疋給之、雖然當年・去年ハ、御
指合ト云、退龍院殿御違例(家)家中言、旁以御取乱之条、是非ニ不及申、向
後御無沙汰之時ハ、可申驚事也、供衆等大略如去年、

今日惣官殿攝津守殿國則、去年六月十二日御母儀一廻御除服ノ儀式、兼
而申之而塩付法眼參歟、七月四日殿中へ御移徙、仍而各參祝言申、一獻
ノ御歌等無之、
九日、今度御移徙ノ祝言トシテ、家子殿原出錢十疋宛、於殿中一獻在
之、退龍院殿御違例、更無職(尋)、上下迷惑此事也、
十四日、太梅庵ノ施餓鬼如毎年イク、宗佳沙汰之、
十五日、看經如例、辰刻御供、惣官殿御出仕、昼盂蘭盆会如毎年、予も
出仕了、
廿二日、女誕生、無為之條、祝着、
八月一日、憑ノ札、各如例、予・大膳亮則氏・西僧坊昭成各壇紙一束、
扇子一本宛進之、惣官殿(建守國則)・御方(津守國則)・退龍院殿三所へ三人ノ方よりハ数九、
四日、退龍院殿御違例以外由云々、但又無為之由ヲ申、
六日、退龍院殿御他界、言語同断之次第也、則慈恩寺へ移申、
十一日、御さうれい、自慈恩寺沙汰、諸役人等被定、御輿之後田所周防
扇忠興、前家司以下九郎は信、御イハイ御喝食御料人、(記)御腹苦向殿ト云、
差ノツナ植木李之助昭長、其外仮役之人數人、慈恩寺ノ喝食家寺等堅く
仮役也、宗昌本役、前大浜口ノ六郎衛門女中モ堅く輿等斟酌、尤可然体
也、退龍院殿御遺言ニハ、我何時モ事サタマラハ、山城ノ薪ニ可上由、
暮々被仰トイヘトモ、薪ニモ王失事在、モシ非例如何之間此分也、
一私言、退龍院殿御出家事、社官タル上ハ、縦雖有先例太不可然由、再三
名申其事ナレ共、終無御承引、去々年歟出家、於于今取(者)雖不及是非、口
惜々々、只是神慮相違なくト諸人申、於後代御出家事、左移可被停止
事也、御さうれいニ則氏(大膳亮)・昭成被出、予ハ不罷出、愁涙難押、殊更予ヲ

不便トセサセ給候事共存出、言語同断^(道)之次第共也、

自野諸人帰るヲ聞テ誠筆任テ

いくほどもあらし我か身ようたてなとけふの煙にたちおくれけん

氏昭

予同年ニマイル上、以外ノ病者也、不思議ニ今日迄もなからへ、彼御跡ニノコル事非本意、いまニはしめすといへとも、世上習口惜々々、

翌日十二日ハ、初七日とて、人々名号の歌などよみけるつるて、さらハ句のかみ毎ニおなし文字をとき入よめかしと、人のいひけるを、つゝけてみんとする、殊ニならず、旁にくけてかたはらいたく、さへなをまさり侍れとも、俚言綺語のたわふれも、讃仏乗のえんといふなれハ、ひとへに人のあさけりをもかゑり見す、たゞ心さしのほとをいさゝかまけて侍るばかりなり、

南みたこそなかれもやまねなき人のなこりいゝたすなか／＼し夜に

無くらおいてむるゝやとはむつましきむかしの露にむしもなくなり阿はれるあるあさちはらのあきかせにあな君恋しあきぎなの世や

弥るからみえぬ玉(「手脱」)をみかくかな身はかりの世の道芝の露

陀ちかへるためしなければ玉ほこのたよりをさへもたのまぬそ書き

仏たゞひとぶれぬすかたを古里のふけゆく月にふしをかみつゝ

一又ある人のかたより、名号のうたをくれけるを、そのかへしとはなけれど、ことはのたよりにつきて、一首つゝいひつらね侍りぬ

なにとまたおもひ分たる方もなし夢かうつゝかあはれ世の中

なに事をうつゝと見てのうつゝとも夢ともわかぬ世とはいふらん

むら草の葉すゑの露の玉さかもきゑてかへらぬ別かなしもむかしにもまたならなくにきゑし野のあとはむら草露そとまるゝ

秋山や時雨過行跡の暮これもなけきの色をなをそめてふるはなみたの時くれなりけりあさからぬなけきの色をなをそめてふるはなみたの時くれなりけり

みつかきに五十年の秋は暮ぬとも久しき世々のちきりたかふな身もあかね(「手脱」)はいそのがた波に船なかしつゝよらんかたなき

たちそふもなき面影のしるしにやかつなくさまで恋しかるらんたか身かはかつなくさまん衣の夏今年の秋のつらきおもひに

古き跡のためしもこれしたちかふる墨の衣のかゝりける世は

ふる涙なとくれなるそ墨にこそそめまほしくもおもふそてなれつたへこし道の手向に玉津嶋すみよしの神さそまもるらん

つたふらん神の道又法の道かたゞ君のたのもしき哉

廿日、定神事延引云々、是何事ソヤ、定神事延引ノ事、太不可然、雖不

定損亡等毎年今日行之、經營方隨意歟、無勿体由各申、

廿五日、天神ノ連歌在之、今日大風大雨以外也、社頭其外所々ノ大木吹折、自堺浦ツナキ置船共、當所筑^(築)邊江數艘寄由申、イツレモ佗事申

一条、以少一獻^(合)之出由也、

一御使藤四郎直綱を以承、淨土寺山松木共コロゾ云々、案内遲々、無謂由

被仰、則寺へ不審、淨土寺長老高歲ノ御方ヨリ、以折紙予方へ承、當寺

山木風ニ次折事ニ付テ預御尋、先年も數十本コロゾトイヘ共、悉^(寺)旁用ニ

ツカイテ、更御尋之事無之、自然御用之木時者、及案内、風折之時者、

已前も案内申事無之、今も殊更後堂ノ柱取替タキ所アルノアイタ、可使

寺用条、任先例被打置祝着之由承つる、則其折紙ヲ以テ披露条、然者御

答得之由也、御祝着之由長老より被仰、後年ニモ可得心事也、

同年赤松殿赤松ト言在所ニ山ヲ引ナラシテ、犬馬場ニ用意云々、此人夫山崎衛門力宿政所ニ相定、

当年赤松殿赤松ト言在所ニ山ヲ引ナラシテ、犬馬場ニ用意云々、此人夫所々不入之地ヲ不言被相懸云々、仍社領太儀ナリ、當時郡代別所大藏少

輔殿、此人以外ノ人也、小郡代稻屋兵庫助・佐々四郎右衛門、是亦不恐
神領人体也、菊園^(代)大官武藤新五郎・闖閣代官野村三郎左衛門、去八月ヨリ被下向、色々会小四分ニ付テ雖令佗事、別所方イキトヨリ深ニヨリテ既事破、閏八月一日ノ比西庄へ被発向、政所屋井ノ本ノ衛門カ家を放火、代官武藤追上、言語^(道)同断之次第也、依之俄ニ菊園・予・闖閣已下數輩下向云々、

一閏八月廿四日夕、魚住莊ノ宿へ七夕祝來、不[□]者去廿二日早旦權官殿^(郎カ)御他略^(界)之由申、御發了共々不相叶云々、言語^(道)同断之次第也、退龍院殿五旬さへ不満處、如此次第、口惜々々、人間ノ習不及力歟、

一九月九日、御節供ノ御供、播州留主之間、兼而ヨリ申、案養寺土佐大夫昭広御代官被參云々、

一九月十三日、相撲会神事、今朝予ハ上ルトイヘトモ、慈父清氏正命日タル間、毎年今日ハ不出仕、仍而土佐大夫昭広御代官、播州と事兼ト云、當年不熟ト云、番頭共少々ハ上、經營方如形、先以神事ハ無為勤仕之分也、具不及注、

一九月十六日、退龍院殿百ヶ日相当、仍於慈恩寺仏事在之、予も參、仏殿ニ参詣、御影を拝したてまつるニ、御面影難忘、帰路恋慕の歎、涙袖をしほる、この一首を

とし月をおもふもかなし日数さへおふは十つゝとをさかりゆく

氏昭

判、
定文ノ奥ニ
延徳 二年十月晦日

九月晦日、玉手嶋御祓神事、予御代官、神事之儀式御代官、去年今日ニ同篇、具此面々合記録之間、当年者不能委細、御供小祝兩人持來、自御前私宅マテ御前ノ神人四人召供退出云々、

一九月廿一日、太梅庵ノ宗佳上洛、青木方内々上洛之次也、十月一日、於通玄寺座^(脱アルカ)ニ成由、後ニ申下了、^(冥)宜加之給、大慶々々、

一十月五日、祠官御上洛、同十五日下向、是等之次第後問、前後不問也、

一十月二日、西僧坊昭成登山、天氣快然、大慶々々、

一十月廿七日、御庭置社頭荒垣ノ古具足殿中へ被召テ、井垣等古具ハ昔も造営所得分無之、雖然不申是非ヲ取直、奉行ハ昭興・惟繼也、是ハ古具之内三分一可給由被仰云々、雖然散々ノ分ヲ少分給之、兎も角も不為申給置云々、

十月小

廿八日、^丁看經如恒、自今日相嘗祭始ル、戌刻神館殿江參詣、御代官、

北ノ神館細合ニ候、^(青蓮寺)同則氏參、土佐大夫昭広、則久ハ^(菊園)経^(播磨國)条庄へ下向、昭長^(猪木)ハ退龍院殿依役者指合ナリ、三人神館殿ニ參、政所目代^(惟任)当年任職、如例、落付ノ酒肴出納折參、両献了於御庭斎戸祓、予依御代官權官御庭ニ參候、正禰宜明賢參、但庄々甘菜ノ送文未至來由申、仍不及加判、今夜ノ儀式、委去年ノ記録ニ任之、

今夜ハ^(津守國昭)淨衣、明賢以次參籠申由被申、

晦日、^(寅卯)看經如例、政所ヨリ出納榾一・炭一籠持參、今夜ハ鯉渡、如作夜北^(寅)權官殿御庭着、予前ニ大海社司忠行蹲踞、如去年定文ノ奥ニ加

判、
神主津守朝臣
定文ノ奥ニ
延徳 二年十月晦日

權神主津守朝臣
先提記録ニ二字サケテトアリ、当年忠行依無案内予書就聞、例ヨリ引サケテ書之ヲ加判テ、
安房守津守朝臣^(花押)
安房守津守朝臣^(花押)

則下客殿ノ北カハ板ニ勘所司ヲス由忠行申、

十一月

一日、卯、己、看經如例、出納小檣一・炭一籠持參、又政所目代當年住職、三川守

延德二年十月日

油納所
御判

可被下行南神館殿御差油事

合二合者

延德二年十月日

惟理

可被下行神館殿御差油事

自十一月一日至同二日、

自十一月一日

福阿

油納所
御判

可被下行南神館殿御差油事

合二合者

二十、兵事専門家　内リ脱

口、已、看經如例、自吉井

底ニ作りテ上、

寅、庚、看經如例、雨下、会所ノ月次

早由看經如例、雨晴ノ間、吉井庄江下向、今朝御宿へ新造参

佐々木立美馬 佐々木三郎・宗七・彦六・千世松吉
夫一、童子ノ天一、今朝之(ママ)相共三、狩一、三、三才

向ノ記録在別紙、同廿八日向苦い上ル。

八日、今日ハ社頭大般若会ノ日也、雖然伶人共依指令之ヤウ明二

自十月廿八日至同晦日

拙者參由申、如御參籠之時、
一退散云々、
□□等木具、如佳例、二獻各數盃、夜深ス与